

就労証明書等の提出について

子ども子育て支援法により、継続的に要件を満たしているかを確認するため、書類の提出を依頼します。
提出がない場合は法律に基づき、認定を取り消しますので、必ず期日までに必要書類のご提出をお願いします。

1. 提出期限

令和 6 年 7 月 5 日(金) 17時 ※厳守

※上記期日までに町役場保育幼稚園課に連絡なく提出がない場合は、
令和6年7月末日をもって認定を取消します。

2. 提出対象者

令和6年度も継続して継続して保育認定を希望する児童の保護者等
※事実婚等(交際含む)の同居人も対象です。

3. 提出場所

- 町役場 保育幼稚園課 土・日・祝日を除く、8時30分から17時00分まで
(※郵送可。ただし、郵送の場合は必ず事前にご連絡ください。)
- マイナポータルのぴったりサービスから電子申請(別紙参照)

4. 証明すべき期間

令和 5 年 11 月から 令和 6 年 4 月末までの6か月間

※1. 上記期間途中で転職した場合は、**転職前の勤務先**および**現在の勤務先**の証明が必要です。
転職前の勤務先に就労証明書の記載をしてもらえない場合は、就労日数を証明できるものを
提出してください。(給料明細書や出勤の記録など)

※2. 感染症等により、本来の就労日数を満たしていない月に関しましては、その旨を備考欄に

5. 提出書類

保育の要件を証明する書類

きょうだいで入所している場合(保育所等含む)は、コピーし、人数分ご提出ください。

※保育の要件により必要書類が異なります。各要件において必要書類は裏面をご参照ください。

6. 保育の要件

保育の要件	必要な提出書類等
就労	就労証明書
就労 (自営業、 親族経営の場合)	就労証明書 + 下記から1点以上、直近3か月分(コピー可) 自営中心者・・・仕入伝票、商品等販売代金の請求書・領収書 請負契約書、給与明細書・報酬の記録、賃金台帳 通勤記録、出勤の記録(タイムカード等) 自営協力者・・・給与明細書・報酬の記録、賃金台帳、 出勤の記録(タイムカード等)、通勤記録

書類が必要な場合は、寒川町ホームページ(ID番号:17801)から
ダウンロードいただくか、町役場保育幼稚園課窓口でお受け取りください。

7. その他

下記のような場合は保育幼稚園課への届け出が必要です。

- 住所変更(転出の場合は、早めの手続きをお願いします。)
- 婚姻・離婚等による保護者の変更
- 世帯構成員の変更
- 仕事をやめた時(求職中になった時)
- 妊娠をしたとき
- その他、家庭の状況に変化があった時
- 市町村民税について、修正申告を行った場合

※上記以外にも、届け出ている内容に変更等が生じる場合はご連絡ください。

届け出なく、後日、変更等があったことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、
ご了承ください。

ご不明な点等は、寒川町保育幼稚園課(74-1111)までお問い合わせください。

マイナポータル（※政府が運営しているマイナンバーを利用したオンラインサービス）を活用した「ぴったりサービス」により、現況届の提出ができるようになりました。

手続きに必要なもの

1. マイナンバーカード
2. パソコン端末またはスマートフォン端末
3. ICカードリーダーライター（パソコン端末で手続きされる方のみ）
（スマートフォン端末から手続きされる方は、ICカードリーダーライターの用意は不要です。）

手続きの方法

①マイナポータルにログインし、『さがす』を選択



②カテゴリから検索の中の『子育て』を選択



③検索結果の中から『保育施設等の現況届』を選択



④『申請する』を選択後、申請者情報や現況届の必要事項を入力し、保護者の保育の要件を証明する書類を添付し、申請してください。

- ※添付書類は、エクセルファイルを添付するか、書類を撮影した写真を添付してください。
- ※PDFファイル形式では上手く添付されないことがありますので、必ずエクセルファイル形式のまま添付してください。
- ※写真による添付の場合、解像度等により内容の確認ができなかった際は原本の提出を依頼することがあります。

